



金沢市公報

第 2 5 0 3 号

平成17年(2005年)12月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
保全用水及び用水保全基準を定めることについて (歴史建造物整備課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
土壤汚染対策法の規定に基づく指定区域の指定について (環境保全課)	3
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	3
自転車等の撤去及び保管について(")	4
公告	
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	4
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合の施行地区となるべき区域について (区画整理課)	7
選挙管理委員会告示	
選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	10
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (")	10
議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収	

入役、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数について (")	10
教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数について (")	10
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	10
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	10
在外選挙人名簿から抹消した者について (")	11
昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (")	11
平成11年選挙管理委員会告示第63号(金沢市農業委員会委員選挙投票区について)の一部改正について (")	11
監査公表	
監査公表(第29号 - 第32号) (監査事務局)	11
農業委員会告示	
第582回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	26

告 示

●金沢市告示第320号

金沢市用水保全条例(平成8年条例第7号)第5条第1項の規定により、保全用水を指定し、同条例第6条第1項の規定により、当該保全用水ごとの用水保全基準を定めるので、同条例第5条第3項及び第6条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年12月12日

金沢市長 山 出 保

1 保全用水の名称及び区間

番号	用 水 名	区 間
1	雀 谷 川	泉野町5丁目15番1先から弥生2丁目601番先まで及び弥生2丁目601番先から西泉1丁目62番1先まで
2	沼 田 川	野町3丁目677番先から野町4丁目272番先

2 保全用水図

別図(登載省略)のとおり

3 用水保全基準となる事項とその内容

(1) 用水保全基準となる事項

- ア 基本事項
- イ 用水の景観に関する事項
- ウ 開きょ化の促進に関する事項
- エ 清流の確保に関する事項
- オ 用水の利用に関する事項
- カ その他

(2) 用水保全基準の内容

項目	用水名	1 雀 谷 川		2 沼 田 川
		(泉野町・泉が丘・弥生区間)	(有松・西泉区間)	
保全基準	基本事項	歴史ある用水としての風情を保全するとともに、泉野一帯における陰影のあるまちなみの骨格をなしてきた用水空間の保全及び形成を図る。	歴史ある用水としての風情を再生するとともに、用水の流れが持つ潤いとやすらぎ機能を活かし、周辺環境の向上を図る。	野町境界のまちなみ形成の骨格をなすとともに、沿線の生活環境に調和した用水空間を保全する。
	用水の景観に関する事項	泉野一帯に残る竹林などの緑と調和し、谷川の風景が残る特徴的な用水景観を保全する。	用水の流れを活かした潤いとやすらぎのある用水景観の創出を推進する。	古くからの石積みが多く残る用水景観を保全するとともに、橋から見える魅力的な用水景観の保全と形成を図る。
	開きょ化の促進に関する事項	現行以上の架橋や暗きょ化は行わない。ただし、やむを得ない場合は必要最小限のものとする。		
	清流の確保に関する事項	長坂用水からの分水を確保するとともに、定期的な清掃を行い、清流の確保に努める。 また、水生生物の生息に配慮し、可能な限り生息環境の保全及び形成を促す。	定期的な清掃を行うとともに、雨水以外の汚れた生活排水等が流入しないよう、水質浄化に努める。	
	用水の利用に関する事項	用水を身近に感じることができる親水空間を整備し、用水の歴史や役割、水辺の環境などを安心して学習できる場を創出する。 また、消雪水路や防火用水としての利用を促進する。	雨水排水路や消雪水路としての利用を促進する。 また、可能な範囲で用水沿いに散策路を整備し、用水の流れに親しめるようにする。	雨水排水路や消雪水路としての利用を促進する。 また、延焼遮断帯として機能できるよう工夫する。
	その他			

●金沢市告示第321号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年12月12日

金沢市長 山 出 保

区分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
田上新町町会	代表者の氏名及び住所	千 田 齊 金沢市田上新町332番地	内ヶ島 光 雄 金沢市田上新町390番地	平成17年4月10日

●金沢市告示第322号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成17年12月12日

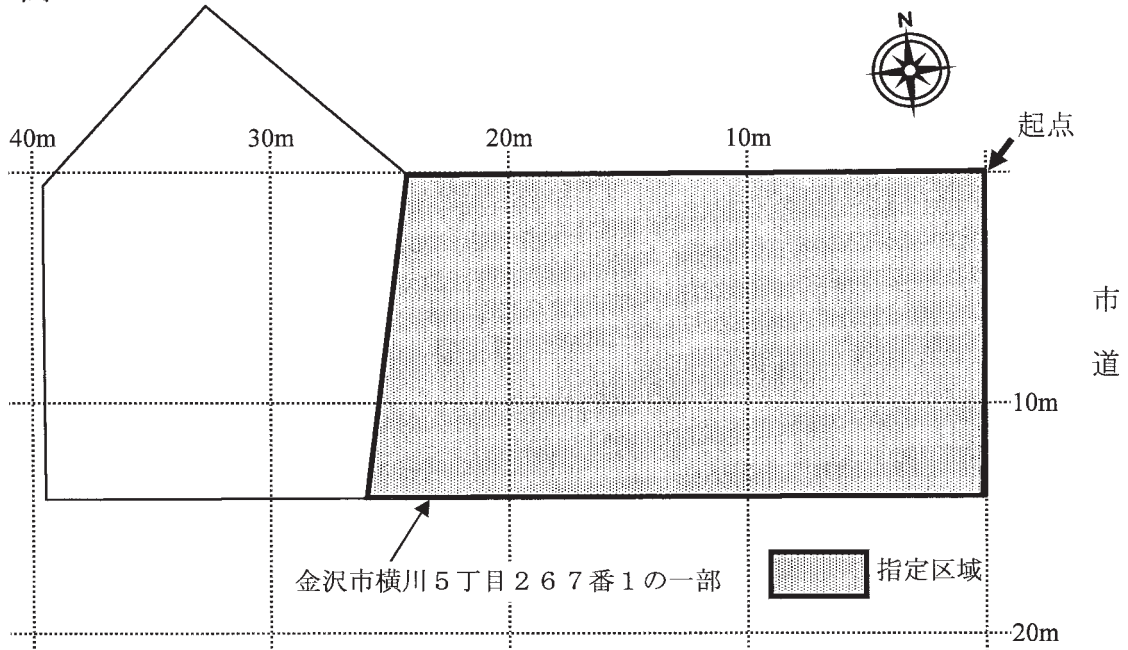
金沢市長 山 出 保

1 指定する区域

金沢市横川5丁目267番1の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物

別 図



〈起点〉
 起点は、金沢市横川5丁目267番1の北東端の敷地境界とする。
 〈格子の回転角度〉左回りに5°
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

●金沢市告示第323号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年12月12日

金沢市長 山 出 保

1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり1丁目バス停自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営木越団地自転車駐車場
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 146台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成17年11月1日から同月30日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成17年12月12日から平成18年6月12日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第324号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年12月12日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	64 台
	原 動 機 付 自 転 車	5 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台

2 自転車等を撤去した日

平成17年11月1日から同月30日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成17年12月12日から平成18年6月12日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告しま

す。

平成17年12月12日

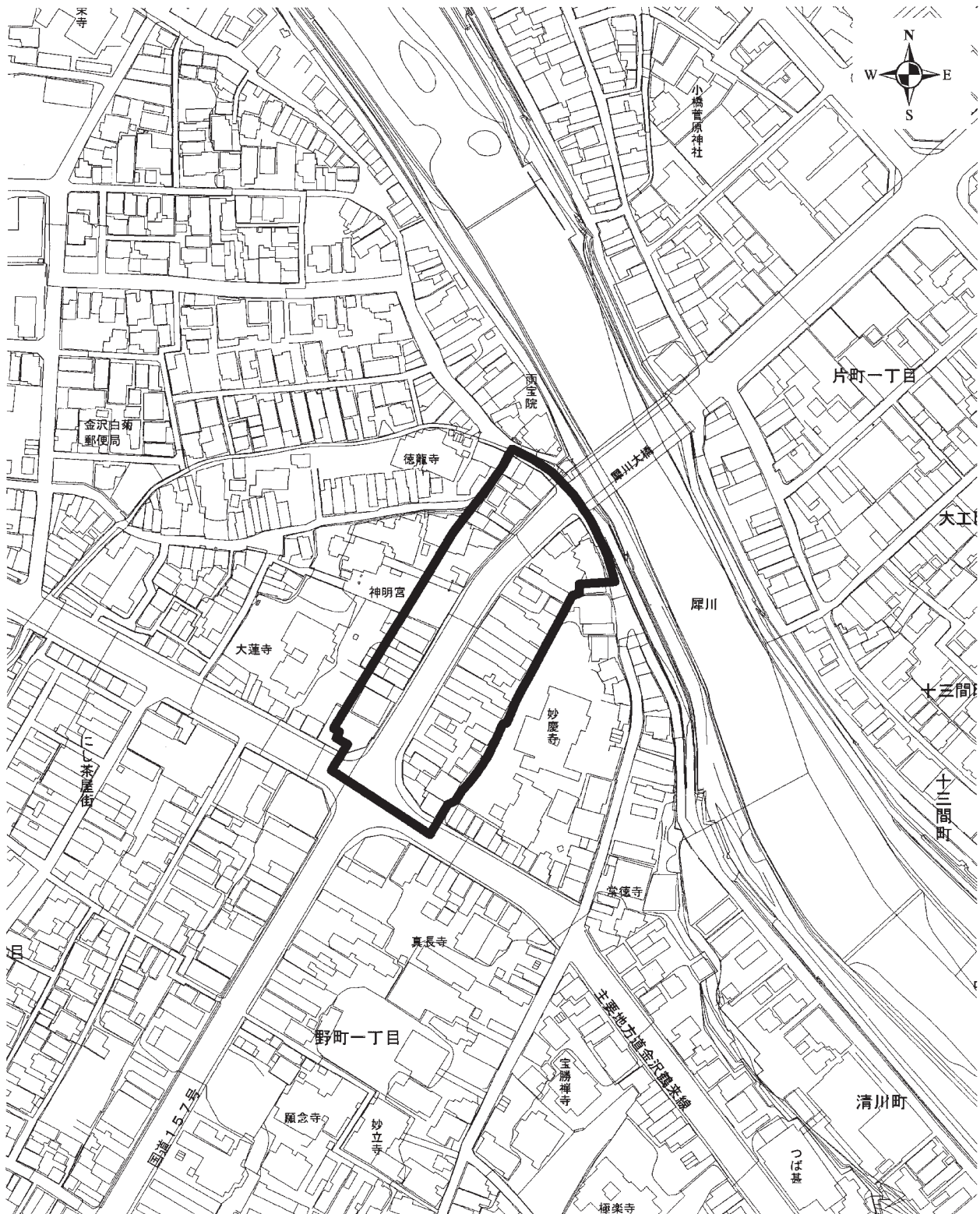
金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方
犀川野町広小路地区（かめわりざか 瓶割坂通り） 住民等
- 2 協定を締結した年月日
平成17年12月 8 日
- 3 協定番号
16
- 4 協定の名称
犀川野町広小路地区（かめわりざか 瓶割坂通り） まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	犀川野町広小路地区 <small>（かめわりざか 瓶割坂通り）</small> まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	野町1丁目及び2丁目の各一部（国道157号の犀川大橋から広小路交差点までの沿道）
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.3ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢市中心街に位置し、大正浪漫を感じさせる犀川大橋に隣接するほか、周辺には、西茶屋街や寺町寺院群などの金沢を代表する歴史・文化資源を有している。</p> <p>本まちづくり計画は、香林坊、片町につづく中心商店街としての賑わい創出と、地区のシンボルである犀川大橋と調和した街並みの形成による「浪漫的香り漂うまちなかエントランスの創造」を目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現に向け、地域が主体となり、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まちなかへと続く連続した賑わいの創出 (2) 歴史と浪漫を感じさせる近代的街並みの形成 (3) 美しく安全な空間を目指し、楽しみながら歩くことのできる町 (4) 地域資源をつなぐ散策ネットワークづくり <p>を基本方針として、活力に満ちたまちづくりを推進する。</p>
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第8号に定める風俗営業その他これらに類するもの (2) 同法第2条第6項第3号に定める興行場、第4号に定める宿泊休憩施設、第5号に定める性的物品販売業及び貸付業その他これらに類するもの (3) 同法第2条第9項に定める店舗型電話異性紹介業その他これらに類するもの (4) 金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱第2条に定めるモーター類似施設その他これらに類するもの (5) 勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの (6) ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設、自動車教習所、畜舎等騒音や悪臭等を発生する恐れのあるもの (7) コンテナ形式のカラオケボックスその他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（ただし、既存のもの使用、建替えはこれを妨げない。） (9) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの (10) 倉庫業を営む倉庫

<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 外壁は、往時のレンガ造りの建築物等を彷彿とさせる意匠及び赤レンガ色から茶系色を基調とした落ち着いた色調となるよう努める。</p> <p>(2) 屋外に設ける建築設備(空調機器の室外機、オイルタンク)等は、目隠しや色彩など建築のデザインに取り込む工夫をして、道路から目立たないように配慮する。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等(広告幕、のぼり旗、立看板等の仮設的な広告を含む。)は、地域の景観に配慮した意匠及び色彩で、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 点滅灯及び回転灯の類は使用しない。(ただし、安全対策上必要と認められるものは除く。)</p> <p>(2) 野立広告は設置しない。(ただし、管理広告物は除く。)</p> <p>(3) 自家広告以外の電光表示装置は、設置しない。</p> <p>(4) 窓面の内側から広告物等を表示する場合は、壁面の方向ごとに、当該窓面積の5/10以内とする。</p>
<p>その他</p>	<p>当該区域が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 店舗や飲食店は閉店時や夜間にもウインドウショッピング等ができるような販賣に貢献するよう工夫する。</p> <p>(2) 個性的で統一感のあるまちづくりを推進するため、商業者は、統一ロゴの表示された「暖簾」の設置に努める。</p> <p>(3) 自転車の放置や煙草やゴミのポイ捨てをさせないよう管理に努める。</p> <p>(4) 自動販売機を設置する場合には、建築物等と一体とし壁面線から突出しないようにするなど道路の見通しに配慮し、意匠、色彩等街並みとの調和を図るものとする。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める物品及びそれに類する物品の自動販売機は設置してはならない。</p> <p>(5) 定期的に当該区域の美化清掃に努める。</p> <p>(6) 歩道からの段差をなくす等、バリアフリーに努める。</p> <p>(7) 夜間に複数の車両が出入りするおそれのある駐車場について、周辺住民等と協議し、騒音防止対策を講じなければならない。</p>

かめわりざか
犀川野町広小路地区(瓶割坂通り)まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項による金沢市副都心北部直江土地区画整理組合の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成18年1月12日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を

証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申しなければなりません。

平成17年12月12日

金沢市長 山 出 保

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 直江町イ 36番2、36番5の一部、37番1、37番2、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1から42番4まで、43番2、43番4の一部、44番2、45番4、45番5、46番3、47番1から47番4まで、48番1、48番3、48番4、49番1、49番2、50番1、50番2、51番1、51番2、52番1、52番2、53番1、53番2、54番1から54番3まで、55番1、55番2、56番1、56番2、57番1、57番2、58番1、58番2、59番1、59番2、60番1、60番2、61番1の一部、61番2、74番の一部、75番1の一部、75番2の一部、78番1、78番2、79番1、79番2、80番1、80番3、83番、84番

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 直江町口 6番、7番、21番、23番、24番、31番から33番まで、34番1から34番3まで、35番1、35番3から35番5まで、36番1、36番3、36番4、37番1から37番4まで、38番1、38番2、38番4、38番5、39番1、39番2、39番4、40番1から40番4まで、41番1、41番2、42番から45番まで、46番1、46番2、47番1、47番3、48番1、48番2、49番1、49番2、50番1、50番2、51番、52番1、52番3から52番5まで、53番1、53番3、54番1、54番2、55番1、55番2、56番1から56番3まで、57番1、57番2、58番1、58番2、59番1から59番3まで、60番1、60番2、61番、63番から86番まで、87番1から87番3まで、88番1から88番3まで、89番1から89番4まで、90番1から90番4まで、91番1から91番3まで、92番1から92番3まで、93番1から93番3まで、95番1から95番3まで、96番1から96番3まで、97番1から97番3まで、98番1から98番3まで、99番1から99番3まで、100番1、100番2、101番1、101番2、102番1、102番2、103番1、103番2、104番1、104番2

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (3) 直江町八 1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番から6番まで、7番1の一部、7番2の一部、8番1の一部、8番2、9番1の一部、9番2、10番1から10番3まで、11番1から11番3まで、12番1、12番2、13番1から13番3まで、14番1から14番3まで、15番1、15番2、16番1、16番2、17番、18番1、19番3、19番4、20番から25番まで、26番の一部、27番の一部、28番1、29番1の一部、29番2、30番1の一部、30番2、31番1の一部、31番2、32番1の一部、32番2の一部、34番、35番1から35番7まで、36番、37番1から37番3まで、38番1から38番4まで、39番1から39番4まで、40番1から40番4まで、41番1、41番2、42番1から42番4まで、43番1の一部、43番2、44番、46番、47番1から47番3まで、50番から54番まで

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (4) 直江町二 1番1、56番2から56番4まで、57番1、57番3

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (5) 直江町ホ 77番

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (6) 直江町ヘ 5番から22番まで、23番1、23番2、24番1、24番2、25番から28番まで、57番から70番まで、97番から103番まで、104番1、104番3、104番4の一部、105番1、105番2、105番3の一部、106番1、106番2、106番3の一部、107番1、107番2、107番3の一部、108番1、108番3、108番4の一部、109番1、109番3、109番4の一部、110番1、110番3、110番4の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (7) 直江町ト 1番4、2番1、2番2、3番1から3番3まで、4番1から4番3まで、5番1、5番2、5番4、5番5、6番1、6番2、9番1から9番3まで、10番1、10番2、11番1から11番3まで、12番1から12番4まで、14番2、14番3の一部、14番6、15番1、15番2、15番4から15番7まで、16番1、16番3、17番1、17番2、18番1から18番6まで、19番1、19番2、19番5、19番6、20番、21番1、21番2、22番1から22番3まで、23番1、23番2、23番4、24番1、24番4、24番5、25番1から25番3、26番1、26番2、27番1、27番3、27番4、28番、29番1、29番4、30番1から30番3まで、31番1から31番4まで、32番1から32番4まで、33番から35番まで、36番1から36番5まで、37番1から37番13まで、38番1から38番18まで、39番1から39番10まで、42番2、43番3、43番4、48番2、49番3、54番2、55番、56番1から56番3まで、57番から61番ま

で、62番1から62番4まで、63番、64番1、64番2、65番、66番1、66番2、67番から69番まで、70番1から70番3まで、71番1、71番3、71番4、72番、73番、74番1から74番3まで、75番1から75番4まで、76番、77番、78番1、78番2、81番1、81番2、82番、83番、84番1、84番2、87番1、87番2、88番、89番の一部、90番2、93番1の一部、93番3、94番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (8) 直江町チ 1番から15番まで、16番1から16番3まで、17番1、17番2、18番から31番まで、32番1、32番2、34番1、34番2、35番1から35番3まで、36番1から36番3まで、37番から57番まで、58番1、58番2、59番1、59番2、60番から75番まで、76番1から76番3まで、77番1、77番2、78番から87番まで、88番1から88番3まで、89番1から89番4まで、90番から96番まで、97番1から97番3まで、98番1から98番3まで、99番1から99番3まで、100番1から100番3まで、101番、102番、103番1、103番2、104番から107番まで、108番1、108番2、109番から111番まで、112番1から112番3まで、113番1、113番2、114番1、114番2、115番1、115番2、116番1、116番2、117番1、117番2、118番1、118番2、119番1、119番2、120番1、120番2の一部、120番3の一部、121番1、121番3の一部、122番1、122番3の一部、123番1、123番2の一部、124番1、124番2の一部、125番1、125番2の一部、126番1、126番3の一部、130番2の一部、130番3の一部、131番1の一部、131番2の一部、131番3の一部、132番1から132番3まで、133番1から133番3まで、134番1の一部、134番2の一部、134番3、135番1、135番3、135番4の一部、135番5、136番1、136番3、136番4の一部、137番1、137番3、137番4の一部、138番1、138番3、138番4の一部、139番1、139番2、139番3の一部、140番1、140番2、140番3の一部、141番1、141番3、141番4の一部、142番1、142番3、142番4の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (9) 直江町リ 1番1から1番5まで、2番から20番まで、24番から40番まで、40番2、41番から44番まで、45番1から45番7まで、46番1から46番7まで、47番1から47番3まで、48番1から48番3まで、49番1から49番3まで、50番1から50番5まで、51番1から51番3まで、52番1から52番3まで、53番1から53番3まで、54番1から54番3まで、55番1から55番3まで、56番1から56番6まで、57番1から57番3まで、58番1から58番3まで、59番1から59番3まで、60番1から60番3まで、61番1から61番3まで、62番から70番まで、71番1、71番2、72番1から72番3まで、73番から76番まで、77番1、77番2、78番から87番まで

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (10) 直江町ル 1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番1、4番2、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、8番2、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番2、12番1、12番2、13番1から13番3まで、30番1、30番2、31番1、31番2、32番1から32番4まで、33番1、33番2、34番1、34番2、35番1、35番2、36番1、36番2、37番1、37番2、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番から50番まで、79番から92番まで、93番1、93番2、94番、132番1、133番1、134番1、134番2、134番6の一部、135番1、135番3の一部、136番1、136番3の一部、137番1、137番3の一部、138番1、138番3の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (11) 直江町ヲ 123番の一部、124番の一部、125番、126番の一部、127番の一部、136番の一部、141番、142番、143番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (12) 大河端町西 15番2の一部、18番2の一部、375番の一部、376番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (13) 近岡町 314番、315番、326番8の一部、333番1の一部、335番、336番1から336番3まで、336番5、336番7、337番2の一部、337番4、337番5、357番1の一部、357番2の一部、358番2の一部、846番1の一部、846番3の一部、846番5、846番6、847番2、847番3の一部、847番5、847番6、848番2、848番3の一部、849番2の一部、860番1の一部、860番2、860番3、861番1の一部、861番2、861番3、861番4の一部、861番5、861番6の一部、878番1の一部、878番2、879番1の一部、879番2の一部、879番3、892番の一部、893番の一部、902番の一部、903番の一部、904番の一部、905番の一部、906番2、907番2、908番2、909番2、910番2、911番2の一部、911番3、912番1、912番2、913番から921番まで

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (14) 直江北1丁目 53番、54番、282番、283番、287番の一部、295番の一部、308番、309番

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (15) 問屋町3丁目 35番1、35番2の一部、49番の一部、52番

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- 2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局定住促進部区画整理課

- 3 縦覧期間

平成17年12月12日から同月26日まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町2丁目2番16号宮崎 秀哉ほか851人を選挙人名簿から抹消しました。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,125人です。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収入役、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、118,743人です。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第90号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、118,743人です。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第91号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,125人です。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第92号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、59,372人です。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、福田 利典ほか5人を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第94号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正する。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第57投票区の項中「781番地まで」の次に「、西826番地から837番地まで」を加え、同表第63投票区の項中「781番地までに限る。」を「781番地まで、西826番地から837番地までに限る。）、いなほ1丁目」に改める。

●金沢市選挙管理委員会告示第95号

平成11年選挙管理委員会告示第63号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正する。

平成17年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第2選挙区の部第14投票区の項中「中屋町」を「中屋町 いなほ1丁目」に改める。

監 査 公 表

●金沢市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成17年12月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査の対象局課

都市政策局 広域行政課、情報政策課

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓

3 監査の範囲

平成17年度の事務事業（ただし、必要と認められた平成16年度の事務事業を含む。）

4 監査の期間

平成17年9月20日から同年11月25日まで

5 監査の対象項目

課 名	財 務 事 務 監 査 項 目
広域行政課	資金前渡に関する事務、委託料に関する事務、補助金等の交付に関する事務
情報政策課	資金前渡に関する事務、委託料に関する事務、賃借料に関する事務

6 監査の方法

財務事務監査

財務に関する事務の適正かつ効率的な執行の視点から、次の事項に重点を置いて、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係帳票類の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により監査を行った。

重 点 事 項	主 な 監 査 資 料
資金前渡に関する事務	支出負担行為伺書、資金前渡精算書
委託料に関する事務	支出負担行為伺書、委託契約書、委託業務結果報告書
補助金等の交付に関する事務	支出負担行為伺書、補助金交付申請書、補助事業実績報告書
賃借料に関する事務	支出負担行為伺書、賃貸借契約書

7 監査の結果

対象課ごとの内容は、次のとおりである。

都市政策局 広域行政課

1 資金前渡に関する事務について

平成17年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

(平成17年8月末日現在)

区 分	前渡金受高	支払精算高	差引残高
金沢・高岡間高速料金	2,300 円	2,200 円	100 円

資金前渡に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 委託料に関する事務について

平成17年度の委託料の状況は、次のとおりである。

(平成17年8月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契 約 金 額	支 出 済 額
「広域圏交流市町観光・物産フェア」 会場設営業務委託	ナカダ(株)	499,800 円	499,800 円

委託料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 補助金等の交付に関する事務について

平成17年度の補助金等の交付状況は、次のとおりである。

(平成17年8月末日現在)

事 業 名	区 分	交付決定額	支 出 済 額
拠点都市推進事業補助金	補助金	1,000,000 円	1,000,000 円
金沢市政令指定都市推進事業補助金	補助金	300,000	-
経済団体交流推進事業補助金	補助金	800,000	-
友達づくり子ども交流事業交付金	補助金	443,000	443,000
近隣市町村との市民交流事業交付金	補助金	250,000	250,000
平成17年度石川中央広域市町村圏協議会負担金	負担金	4,288,000	4,288,000
平成17年度河北潟環境対策期成同盟会負担金	負担金	800,000	800,000

補助金等の交付に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

都市政策局 情報政策課

1 資金前渡に関する事務について

平成17年度の資金前渡（賃金を除く）の状況は、次のとおりである。

(平成17年8月末日現在)

区 分	前渡金受高	支払精算高	差引残高
I T化推進戦略会議委員謝礼	117,000 円	117,000 円	0 円

資金前渡に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 委託料に関する事務について

平成17年度の委託料の状況は、次のとおりである。

(監査対象42件のうち500万円以上のものを記載)
(平成17年8月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契 約 金 額	支 出 済 額
住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機保守業務	富士通(株)北陸営業本部	12,259,800 ^円	4,086,600 ^円
データエントリ業務委託	(株)金沢計算センター	11,959,500	3,986,500
情報政策課システム運用支援業務	(株)富士通北陸システムズ	9,878,400	3,292,800
ホスト系システムに係るオペレーション・プログラム作成業務	(株)エヌ・ティ・ティ・データ北陸	5,488,560	1,829,520
ホスト系システムに係るオペレーション等運用支援業務	北陸コンピュータ・サービス(株)	8,794,800	2,931,600
事務OA化推進用LAN保守業務	西日本電信電話(株)金沢支店	13,125,000	-
パーソナルコンピュータ保守点検業務	石川リコー(株)	9,807,478	3,534,109
金沢市基本図更新用及び資産税課税資料用航空写真撮影業務	セントラル航業(株)	14,175,000	-

委託料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 賃借料に関する事務について

平成17年度の賃借料の状況は、次のとおりである。

(監査対象75件のうち500万円以上のものを記載)
(平成17年8月末日現在)

業 務 名	契 約 先	契 約 金 額	支 出 済 額
電子計算機賃借料	日本電子計算機(株)	294,298,200 ^円	98,099,400 ^円
住民記録兼印鑑登録証明オンラインシステム用端末機賃借料	富士通リース(株)	52,644,060	17,548,020
税総合オンラインシステム用端末機賃借料	富士通リース(株)	20,817,720	6,939,240
住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借料	富士通リース(株)	13,875,120	4,625,040
庁内OA化推進事業用パーソナルコンピュータ(17-1)賃借料	エヌ・ティ・ティ・リース(株)北陸支店	6,867,840	-
庁内OA化推進事業用パーソナルコンピュータ(13-2)賃借料	ダイヤモンドリース(株)北陸支店	12,282,480	4,094,160
庁内OA化推進事業用パーソナルコンピュータ(13-4、14-2、15-2)賃借料	富士通リース(株)	16,246,692	5,415,564
庁内OA化推進事業用パーソナルコンピュータ(16-1)賃借料	(株)エヌ・ティ・ティネオメイト北陸	7,215,516	1,803,879
インターネット接続機器、金沢市ネットワーク関連機器等賃借料	エヌ・ティ・ティ・リース(株)北陸支店	17,378,424	5,792,808
文書管理システムに関する機器賃借料	富士通リース(株)	7,742,700	2,580,900
財務会計システムに関する機器等賃借料	富士通リース(株)	13,447,980	4,482,660
庁内OA化推進用ネットワークプリンタ賃借料ほか	リコーリース(株)名古屋支社北陸営業所	5,692,680	1,897,560
金沢市庁内向け統合型GIS用機器等賃借料	エヌ・ティ・ティ・リース(株)北陸支店	5,333,580	1,333,395

賃借料に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

4 監査結果に添える意見

情報処理関係の委託契約や賃借契約の事務について、今後とも、新製品や実勢価格等の動向に即した合理的な執行に努めるとともに、庁内でアドバイザーとしての役割を積極的に担うことが望まれる。

●金沢市監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成17年12月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査対象

- (1) 十一屋小学校校舎改良工事（2期）
教育総務課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約年月日	着工年月日	竣工(契約) 年 月 日	監査期間	実査年月日
十一屋町 3番45号	高田建設(株) (公募型指名 競争入札)	96,180,000 円	平成17年 7月7日	平成17年 7月7日	平成17年 9月26日 (平成17年 9月30日)	平成17年 9月5日 ~ 平成17年 11月25日	平成17年 10月18日

- (2) 大浦小学校校舎耐震補強工事
教育総務課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約年月日	着工年月日	竣工(契約) 年 月 日	監査期間	実査年月日
大浦町又87	永光建設(株) (指名競争入札)	68,775,000 円	平成16年 7月23日	平成16年 7月23日	平成17年 8月31日 (平成17年 9月30日)	平成16年 9月1日 ~ 平成17年 11月25日	平成17年 5月23日 平成17年 10月27日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓、澤飯英樹、出石輝夫、近藤義昭

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・澤飯英樹、出石輝夫は平成17年3月24日に退任し、代わって同月25日に上田忠信、増江啓が就任した。
- ・近藤義昭は平成17年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に山形紘一が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

- (1) 設計に関する事項
設計及び設計内容については、適正と認められた。
- (2) 施工に関する事項
施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。
- (3) 事務手続に関する事項
契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

●金沢市監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成17年12月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
財団法人 金沢コンベンションビューロー	金沢市尾山町9番13号	産業局観光交流課
金沢市観光協会	金沢市広岡町口1番地	産業局観光交流課
金沢市学校給食会	金沢市広坂1丁目1番1号	教育委員会学校教育部教育総務課

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江啓

3 監査の範囲

平成16年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成15年度の実務を含む。）

4 監査の期間

平成17年8月19日から同年11月25日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に沿って行われているか、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正かどうか又は公の施設の管理委託を受けている団体の当該管理委託に係る事務が適正かどうかを主眼として、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況並びに財産の管理及び運用状況についての精査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により、出納その他の事務の合規性について行った。

主な監査資料

財団法人 金沢コンベンションビューロー	総勘定元帳、事業別元帳、収入支出予算簿整理簿、仕訳伝票、振替伝票、普通預金通帳、財務諸表、寄附行為、会計規程、処務規程、処務規程に係る取扱規則
金沢市観光協会	現金出納帳、事業別現金出納明細、普通預金通帳、会則、契約規程、支出に係る証拠書類
金沢市学校給食会	現金出納帳、収入予算整理簿、支出予算整理簿、普通預金通帳、会則、会計規程、支出に係る証拠書類

6 監査の結果等

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

財団法人 金沢コンベンションビューロー

1 財団法人 金沢コンベンションビューローの概要

(1) 設立及び目的

財団法人 金沢コンベンションビューローは、石川県及び金沢市の有する文化的・社会的・経済的優位性を生かし、コンベンション（各種大会、学会、見本市などをいう。）を積極的に企画、誘致、支援することにより、地域経済の活性化と文化の向上に寄与することを目的として、金沢市、石川県及び金沢商工会議所からの出損金を受け、昭和60年5月21日に石川県知事の許可を受けて設立されたものである。

(2) 本市との関係

ア 基本金の出資

本市は、財団の設立に際して、500万円を出損している。

（石川県、金沢商工会議所もそれぞれ500万円を出損している。）

イ 補助金の交付

本市は、平成16年度において、次の補助金を財団に交付している。

- (ア) 財団法人 金沢コンベンションピューロー運営事業補助金として、事務局管理運営費、コンベンション事業推進費に対して、20,445,821円を交付している。
- (イ) コンベンション都市紹介事業補助金として、国際コンベンション促進事業など7事業費に対して、5,000,000円を交付している。
- (ウ) 金沢フィルムコミッション運営事業補助金として、管理運営費、事業推進費に対して、1,000,000円を交付している。

ウ 17年7月末現在、本市派遣職員は1名である。

2 事業の実施状況

平成16年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

事業名		内 容	事業費
事業費	コンベンション推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致事業 国内キーパーソン（1団体）を招聘 誘致セールス団体数 国内177団体 ・支援事業 歓迎、案内サービスの実施（ポスター等） 案内デスク11件、看板16件、電光ボード11件、ポスター38件、ステッカー13件 計89件 ・情報提供事業 「コンベンション・スケジュール」（年4回、各1,500部）を作成し、賛助会員に提供 「コンベンション・ニュース金沢」（年4回、各3,000部）を作成し、大学教授や賛助会員等に提供など ・国際コンベンション誘致広報事業 各種協議会、講演会等に参加 10回 ・アンケート調査事業 15,000部 ・講演会開催 90名参加 	13,258,979
	コンベンション都市紹介事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人スタッフ採用事業 誘致、支援態勢の充実のため外国人スタッフを雇用した。 ・コンベンション参加者パンフレット作成事業 シティガイド作成、提供 ・国内コンベンショントレードショー参加事業 国内唯一の会に参加 ・海外コンベンショントレードショー参加事業 4回出展 ・海外キーパーソン招聘事業 3回、14名（うち随員4名）を招聘 ・ボランティア研修事業 ホテル従業員観光研修（4回、64名）及びホスピタリティセミナー（2回、86名）を実施 ・国際コンベンション促進事業 (独)国際観光振興機構主催の韓国インセンティブツアーセミナーへの参加及び韓日交流大祝祭への職員派遣 	18,043,970

金 沢 フ ィ ル ム コ ミ ッ シ ョ ン 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ロケーションコーディネーターの活用 ロケーションコーディネーターを委嘱し、映画製作者に対し、情報提供 ・エキストラボランティアの活用 映画製作者の要請に応じたパンフレット等を作成し、募集したエキストラボランティアを参加 ・広域連絡会議の開催 1回開催 ・ロケーションデータベースの拡充 ホームページに「ロケスポット検索」ページを追加し、「ロケスポット投稿」ページを開設 ・ロケ地紹介パンフレットの制作 県内ロケを促進するため、ロケ地紹介パンフレットを作成 ・先進地視察 1回開催 	3,000,836
管 理 費	人件費等	38,988,715
合 計		73,292,500
コ ン ベ ン シ ョ ン 開 催 準 備 資 金 貸 付 事 業	コンベンション開催準備金の融資 <ul style="list-style-type: none"> ・新規分 1件、2,000千円融資 ・過年度契約分 2件、5,000千円返済 	

3 収支状況

平成16年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
収入の部			
基本財産運用収入	2,607	2,598	9
補助金等収入	61,834,657	62,457,976	623,319
石川県補助金	27,088,836	27,007,976	80,860
金沢市補助金	26,445,821	27,150,000	704,179
金沢商工会議所補助金	8,300,000	8,300,000	-
会費収入	8,035,000	8,175,000	140,000
賛助会費	8,035,000	8,175,000	140,000
広告収入	1,707,500	1,695,000	12,500
負担金収入	1,875,230	3,280,300	1,405,070
雑 収 入	300	389	89
当期収入合計	73,455,294	75,611,263	2,155,969
前期繰越収支差額	1,125,427	1,580,945	455,518
収 入 合 計	74,580,721	77,192,208	2,611,487
支出の部			
事 業 費	34,303,785	36,055,866	1,752,081
コンベンション推進事業	13,258,979	16,097,049	2,838,070
コンベンション都市紹介事業	18,043,970	16,948,043	1,095,927
フィルムコミッション事業	3,000,836	3,010,774	9,938
管 理 費	38,988,715	40,010,915	1,022,200
予 備 費	-	-	-
当期支出合計	73,292,500	76,066,781	2,774,281
当期収支差額	162,794	455,518	618,312
次期繰越収支差額	1,288,221	1,125,427	162,794

(注) この表には、コンベンション開催準備資金貸付事業分を含んでいない。

4 財政状態

平成16年度の財政状態を前年度と比べると、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減	科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
(資産の部)				(負債の部)			
1 流動資産	9,405,251	11,362,259	1,957,008	1 流動負債	6,831,530	8,951,332	2,119,802
(1) 現金預金	6,119,751	2,076,759	4,042,992	(1) 未払費用	1,522,629	636,094	886,535
(2) 退職給与引当預金	1,285,500	1,285,500	0	(2) 預り金	308,901	315,238	6,337
(3) 貸付金	2,000,000	8,000,000	6,000,000	(3) 借入金	5,000,000	8,000,000	3,000,000
2 固定資産	16,388,040	16,859,654	471,614	2 固定負債	1,285,500	1,285,500	0
基本財産	15,000,000	15,000,000	0	(1) 退職給与引当金	1,285,500	1,285,500	0
(1) 定期預金	15,000,000	15,000,000	0	負債合計	8,117,030	10,236,832	2,119,802
その他固定資産	1,388,040	1,859,654	471,614	(正味財産の部)			
(1) 電話加入権	149,968	149,968	0	1 正味財産	17,676,261	17,985,081	308,820
(2) 備品	1,238,072	1,709,686	471,614	(1) うち基本金	(15,000,000)	(15,000,000)	(0)
				(2) うち当期正味財産増加額	(308,820)	(223,507)	(85,313)
				正味財産合計	17,676,261	17,985,081	308,820
資産合計	25,793,291	28,221,913	1,285,500	負債及び正味財産合計	25,793,291	28,221,913	1,285,500

5 補助金の交付状況

平成16年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

名 称	補助対象経費	補助金交付額
財団法人 金沢コンベンションビューロー運営事業費補助	52,247,694	20,445,821
コンベンション都市紹介事業費補助	16,843,970	5,000,000
金沢フィルムコミッション運営事業費補助	3,000,836	1,000,000
合 計	72,092,500	26,445,821

6 監査の結果

財団法人 金沢コンベンションビューローの事業の実施状況等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

(1) 財団法人 金沢コンベンションビューロー

会計経理事務について、支出手続きや補助簿記帳などの一部に省略している例が見受けられたので、内部統制を図りつつ能率的に事務を進めることができるよう改善する必要がある。

(2) 産業局観光交流課

会計経理事務について、適切な指導を行う必要がある。

金沢市観光協会

1 金沢市観光協会の概要

(1) 設立及び目的

金沢市観光協会は、本市を中心とする観光事業の振興発展並びに観光資源の開発利用を図ることを目的とし、観光事業者を会員として昭和9年に設立された法人格を有していない団体である。

(2) 本市との関係

ア 補助金等の交付

本市は、平成16年度において次の補助金等を協会に交付している。

(ア) 金沢市観光協会運営費補助金として、協会会議費、事務局事務費(人件費、事務費及び共益費)に対して、

16,710,000円を交付している。

- (イ) 観光シーズンオフ対策事業補助金として、冬期間におけるイベントの企画・実施、「金沢冬の旅観光キャンペーン」得々ガイドブックの作成に対して、800,000円を交付している。
- (ウ) 「いいね金沢倶楽部」促進事業補助金として、「いいね金沢倶楽部」の金沢開催経費などに対して、800,000円を交付している。
- (エ) 観光出向宣伝負担金として、名古屋及び大阪地区の旅行代理店での出向宣伝に対して、450,000円を交付している。
- (オ) ほっと石川情報（関西版）キャンペーン事業負担金として、情報誌発行による関西地区での観光宣伝に対して、180,000円を交付している。
- (カ) 16年度観光出向宣伝分担金として、首都圏、福岡地区などの旅行業者等を対象とした観光出向宣伝隊の派遣に対して、1,200,000円を交付している。

イ 17年7月末現在、本市観光交流課職員2名が事務局次長を兼任している。

2 事業の実施状況

平成16年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	内 容	事 業 費
会 議 費	平成16年度役員会・通常総会など	611,379
事 務 費	人件費 事務局職員 5名 観光情報センター職員 4名	29,776,089
	事務費 コピー代、電話料、消耗品費など	2,579,665
	負担金 会費等 石川県観光連盟、金沢コンベンションビューローなど9箇所 共益費等 清掃費、水道料、電気料、管理費	2,059,737
観光宣伝費	宣伝費 観光パンフレット、ガイドブック等の作成配布、販売 マルチメディア等による情報提供	9,432,130
	共同宣伝費 キャンペーン、出向宣伝 観光出向宣伝 各地区主要旅行業者等への出向宣伝 大阪市、名古屋市、福岡市、首都圏に延12日間、28名派遣 観光キャンペーン ・旅フェア-2004 ナゴヤドームで開催された旅の見本市で金沢の観光PRを実施 ・都市圏キャンペーン 春の誘客促進のため、3月に都市圏の百貨店と提携し、観光キャンペーンを実施 ・金沢・輪島タイアップ誘客促進事業 輪島とタイアップし旅行企画を策定し、旅行業者に旅行商品造成を働きかけ 各地物産展及び関連キャンペーン等での宣伝 ・加賀能登大物産展 11月（7日間） 東京都内の百貨店で開催 ・加賀百万石の美味と美技 1月（7日間） 大阪市内の百貨店で開催 ・いいね金沢倶楽部 金沢の観光情報を年3回発行	22,890,969

	協会が企画した「金沢の旅」に会員30名が参加 ・金沢市・全州市観光交流事業 金沢市の姉妹都市である「全州市」との観光交流を推進するため、意見交換会を実施するとともに「千人ビビンバ」を開催 観光交流促進事業 「富岡どんとまつり」、「鹿児島おはらまつり」、「松本まつり」、「中川区民まつり」に参加し、金沢をPR	
	普及啓発費 遊々かなざわ情報などの発行 金沢21世紀美術館ルートマップ作成 50,000部 「もてなしドーム」啓発用バナーフラッグ製作	4,202,365
観光事業費	受入対策費 ボランティア運営費 観光ボランティアガイド「まいどさん」の受託運営 ・長町武家屋敷休憩館などでの観光客への対応 案内者数 11,635人、ボランティア延べ919人 ・ボランティア研修会の実施 ・人材の育成 金沢ボランティア大学校観光コースでの新人育成	6,554,497
	イベント協賛費 百万石まつり協賛金など	110,484
	オフ対策費 シーズンオフにイベントを企画実施 ・「観光ボランティアガイドまいどさん」と歩く冬の金沢 3コースで実施、延90人参加 ・地酒・新酒まつり 平成17年2月5日～13日 ・「かなざわ冬の旅観光キャンペーン」得々ガイドブック 50,000部作成	2,301,525
	観覧席設置費 百万石まつり観覧席を沈床園に736席設置 観覧席設置工事、観覧席券印刷費、まつりテレカ購入など	2,326,748
公租公課	消費税、法人市民税、法人県民税	1,591,800
	計	84,437,388

3 収支状況

平成16年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

(一般会計)

(単位：円)

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
収入の部			
会費	3,384,215	3,483,160	98,945
特別負担金	951,580	831,160	120,420
金沢市等補助金	18,310,000	19,550,000	1,240,000
事業受託金	41,490,000	31,048,000	10,442,000
事業収入	3,533,561	2,882,910	650,651
負担金収入	17,625,506	12,965,801	4,659,705
雑収入	79	84	5

当期収入合計 (A)	85,294,941	70,761,115	14,533,826
前期繰越収支差額	585,367	1,023,254	437,887
収入合計 (B)	85,880,308	71,784,369	14,095,939
支出の部			
会議費	611,379	628,709	17,330
事務費	34,415,491	31,834,307	2,581,184
人件費	29,776,089	27,558,997	2,217,092
事務費	2,579,665	2,231,907	347,758
負担金	2,059,737	2,043,403	16,334
観光宣伝費	36,525,464	24,040,889	12,484,575
宣伝費	9,432,130	5,188,405	4,243,725
共同宣伝費	22,890,969	17,102,657	5,788,312
普及啓発費	4,202,365	1,749,827	2,452,538
観光事業費	11,293,254	13,488,797	2,195,543
受入対策費	6,554,497	7,859,291	1,304,794
イベント協賛費	110,484	110,484	-
オフ対策費	2,301,525	3,946,198	1,644,673
観覧席設置費	2,326,748	1,572,824	753,924
公租公課	1,591,800	1,206,300	385,500
予備費	-	-	-
当期支出合計 (C)	84,437,388	71,199,002	13,238,386
当期収支差額 (A) - (C)	857,553	437,887	1,295,440
次期繰越収支差額(B) - (C)	1,442,920	585,367	857,553

(特別会計)

(単位：円)

(1) 運営資金積立金会計

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
収入の部			
一般会計繰入金	-	-	-
積立金利子	332	333	1
当期収入合計 (A)	332	333	1
前期繰越収支差額	2,070,483	2,070,150	333
収入合計 (B)	2,070,815	2,070,483	332
支出の部			
運営繰出金	-	-	-
当期支出合計 (C)	-	-	-
当期収支差額 (A) - (C)	332	333	1
次期繰越収支差額(B) - (C)	2,070,815	2,070,483	332

(2) 退職積立金会計

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
収入の部			
一般会計繰入金	-	-	-
積立金利子	257	256	1
当期収入合計 (A)	257	256	1
前期繰越収支差額	1,596,320	1,596,064	256
収入合計 (B)	1,596,577	1,596,320	257

支出の部			
退職給与金	-	-	-
当期支出合計 (C)	-	-	-
当期収支差額 (A) - (C)	257	256	1
次期繰越収支差額(B) - (C)	1,596,577	1,596,320	257

4 補助金の交付状況

平成16年度における補助金等の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

名 称	補助等対象経費	補助金等交付額
金沢市観光協会運営費補助	16,715,505	16,710,000
観光シーズンオフ対策事業補助	2,301,525	800,000
「いいね金沢倶楽部」促進事業補助	1,172,253	800,000
観光出向宣伝負担金	450,000	450,000
ほっと石川情報(関西版)キャンペーン事業負担金	180,000	180,000
平成16年度観光出向宣伝分担金	1,200,000	1,200,000
合 計	22,019,283	20,140,000

5 監査の結果

金沢市観光協会の事業の実施状況等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

(1) 金沢市観光協会

財務会計処理や事務決裁等に関する規程が整備されていないので、これらを早急に整え、会計経理事務を改善する必要がある。

(2) 産業局観光交流課

会計経理事務の改善に適切な指導を行う必要がある。

金沢市学校給食会

1 金沢市学校給食会の概要

(1) 設立及び目的

金沢市学校給食会は、昭和36年6月、学校給食の円滑な実施、運営を図るため、学校給食に必要な物資の調達を中心とした業務を行う団体として設立され、教育委員会教育総務課内に事務局を設置する法人格を有していない団体である。

(2) 本市との関係

ア 補助金の交付

本市は、金沢市学校給食会運営費補助金として、事業費(普及指導費、講習会開催費等)及び事務局費に対して、平成16年度は8,147,840円を交付している。

イ 17年7月末現在、本市教育総務課職員4名が事務局職員を兼任している。

2 事業の実施状況

平成16年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

一般会計

(単位：円)

区 分	内 容	事 業 費
普 及 指 導 費	・ 給食献立試作 年3回実施 栄養士等 24名参加 ・ 指導講師謝礼 講師 2名	42,902

業 費	講習会開催費	・調理コンクール 実施日 平成16年8月11日 場 所 長町研修館 参加者 調理員、学校栄養職員 117名 ・調理講習会 実施日 平成16年8月12日 場 所 長町研修館、農業センター 参加者 調理員、学校栄養職員 111名	209,234
	給食費振込手数料	・各学校から給食会への銀行振込手数料	337,680
事務局費	職員費	・事務局職員3名分の給料、共済費、福利厚生費	7,080,054
	会議費	・定例役員会 2回 ・給食用物資選定委員会 3回 ・物資納入業者選定委員会 3回 ・各共同調理場運営委員会 各1回	390,978
	運営費	・新聞代、電話料、消耗品費等	429,174
合 計			8,490,022

特別会計

(単位：円)

区 分		内 容	事 業 費
食 材 料 費	食 材 料 費	米飯	207,115,321
		パン	129,361,683
		牛乳	254,533,315
		副食	938,953,097
		消費税	76,496,720
合 計			1,606,460,136

3 収支状況

平成16年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

一般会計

(単位：円)

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
収入の部			
助成金	8,434,840	11,694,042	3,259,202
金沢市補助金	8,147,840	11,407,042	3,259,202
石川県学校給食会助成金	287,000	287,000	0
雑 入	55,182	80,578	25,396
当期収入合計 (A)	8,490,022	11,774,620	3,284,598
前期繰越収支差額	0	0	0
収入合計 (B)	8,490,022	11,774,620	3,284,598
支出の部			
事務局費	7,900,206	11,286,894	3,386,688
職員費	7,080,054	9,970,477	2,890,423
会議費	390,978	398,098	7,120
運営費	429,174	918,319	489,145
事業費	589,816	487,726	102,090
調査研究費	0	257,010	257,010
普及指導費	42,902	41,408	1,494
講習会開催費	209,234	189,308	19,926
給食費振込手数料	337,680	-	337,680
当期支出合計 (C)	8,490,022	11,774,620	3,284,598

当期収支差額 (A) - (C)	0	0	0
次期繰越収支差額(B) - (C)	0	0	0

特別会計

(単位：円)

科 目	平成16年度	平成15年度	増 減
収入の部			
給食費	1,604,850,904	1,539,480,127	65,370,777
給食費 (収入未済分)	535,556	0	535,556
雑 入	1,254,455	3,520,524	2,266,069
当期収入合計 (A)	1,605,569,803	1,543,000,651	62,569,152
前期繰越収支差額	2,710,204	1,794,619	915,585
収 入 合 計 (B)	1,608,280,007	1,544,795,270	63,484,737
支出の部			
米飯	207,115,321	195,209,337	11,905,984
パン	129,361,683	129,806,709	445,026
牛乳	254,533,315	243,040,715	11,492,600
副食	938,953,097	900,597,040	38,356,057
消費税	76,496,720	73,431,265	3,065,455
当期支出合計 (C)	1,606,460,136	1,542,085,066	64,375,070
当期収支差額 (A) - (C)	890,333	915,585	1,805,918
次期繰越収支差額(B) - (C)	1,819,871	2,710,204	890,333

4 補助金の交付状況

平成16年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

名 称	補助対象経費	補助金交付額
金沢市学校給食会運営費補助金	8,490,022	8,147,840

5 監査の結果

金沢市学校給食会の事業の実施状況等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、次の改善すべき事項を適正に処理されたい。

(1) 金沢市学校給食会

会計経理に関する規程が一部不明確であるので、改善する必要がある。

また、取扱金額が大きい米飯・パンの購入に関し、購入先である(財)石川県学校給食会との間で契約書が作成されていないので、早急に作成する必要がある。

(2) 教育委員会 学校教育部 教育総務課

経理事務に関する検査指導を適時適切に行う必要がある。

6 監査結果に添える意見

学校給食の献立作成、食材調達、調理、配食、給食費の取り扱い等一連の実務について、教育委員会、学校、金沢市学校給食会が連携協調し効率的に実施しているが、この協調実務における権限と責任が判然としない面があるので、教育委員会においては、学校給食実務に関する規則や規程等を設け明確化するとともに、学校給食実務のさらなる円滑化・効率化を図ることが望まれる。

●金沢市監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年12月12日

金沢市監査委員 山 形 紘 一

金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年10月28日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局福祉総務課
総務局行政経営課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日(平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 福祉総務課、行政経営課]

監 査 の 結 果 (指摘事項等)	措 置 の 内 容 (改善等内容)
<p>指摘事項</p> <p>全国的に見るとこのような規模の情報プラザは、中核市以上の規模では、名古屋市と金沢市にあり、県単位では介護実習・普及センター等で展示されているのが実情である。この施設は金沢市民以外の者も対象としているので、石川県全域まで利用対象者を広げて考えてみると、平成15年度の利用は低調である。</p> <p>金沢市の施設には、余裕のある研修室や会議室がたくさんあることや、自前の駐車場がないこと、介護が必要な人にとって、金沢駅とその周辺駐車場や武蔵地下駐車場との連絡道路の不便さなどから全館十分に利用されていない。</p> <p>意 見</p> <p>指定管理者制度</p> <p>市は指定管理者の選定及び公募については、平成15年度に策定した「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づき、平成16年4月から、地区児童館、金沢21世紀美術館等33施設に指定管理者制度を導入し、平成16年度においてこの方針を一部見直し、福祉・保健の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設については、中立性・公平性の確保及び設置目的の達成等の観点から、事業を実施するのに最もふさわしい団体に、施設の管理を委ねるものとした。この方針の見直しに基づき、金沢福祉用具情報プラザの指定管理者を公募せずに選定する施設に追加して現在管理委託している社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に管理を委ねるものとした。</p> <p>指定管理者制度の導入趣旨は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上と運営の効率化を図るというものであり、最初から中立性・公平性の確保及び設置目的の達成等の観点からという理由で民間の参入機会を閉ざすべきではない。(当プラザの場合平成15年度の行政コストに占める人件費の割合は50%を超えている。)公募の上、民間の参入機会を設け、競争原理を導入する必要がある。そのためにも、民間の参入機会や、</p>	<p>施設の利用促進のために、現指定管理者である金沢市社会福祉協議会のネットワークを活用し、各種組織、団体及び行事などを通じて施設の利用案内を行うとともに、小中学校児童生徒の学習の場としての利用についても周知案内を行うなどの改善をした。</p> <p>また、来館者の増加につなげるため高齢者や障害のある方の手作り品の展示、販売を行う「いきいきギャラリー」のアンテナショップを施設内に設置した。</p> <p>指定管理者制度</p> <p>現指定管理者のもとでの運営状況の推移を注視し、中立性・公平性の確保とのバランスも考慮しながら、さらなる住民サービスの向上と運営の効率化を図ることのできる選定のあり方を指定管理者の更新時期までに研究する。</p>

公募までに民間の準備期間を設け、さらなる住民サービスの向上と運営の効率化を図るべきである。

体験商品のさらなる充実について

金沢福祉用具情報プラザでは、福祉用具を展示し、スーパーやドラッグストアなどで簡単に購入できる商品を含め、その点数は1000点を超えている。また、展示品の選定は国際福祉機器展等の展示会視察や金沢市の障害者関係団体、介護事業者の情報を参考に、最新の福祉用具や住民ニーズにあわせた福祉用具を展示している。したがって、当施設に来れば最新の福祉用具の情報の入手及び体験ができるようになっている。しかし、現在の情報化社会においては、簡単に最新の福祉用具の情報を入手できることから、当施設を単に福祉用具を網羅的に展示し、最新情報を発信する機能として位置づけるのではなく、「あの会社のあの商品を使ってみたい」という実際に体験できるという商品をさらに充実することを願いたい。

体験商品のさらなる充実について

当施設の展示品については、「見て、ふれて、体験できる」こととしており、実際に当事者が使ってみないとわからない場合は、貸し出しを行っており、また、身体状況などにより来館したくてもできない人のために、用具を持参しての訪問を実施している。

展示にない商品の体験については、その人の身体状況から体験する必要がある場合には取り寄せて対応しており、今後とも、商品に対する市民ニーズの把握に努め商品の充実を図っていく。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第22号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第582回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年12月12日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成17年12月20日 午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (7) 非農地証明願について
- (8) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成17年(2005年)12月12日 印刷
平成17年(2005年)12月12日 発行

発行人 発行所 印刷者 印刷所
石川県金沢市玉銚4丁目166番地
石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄

定価 120円